基本目標5　要保護児童等への支援、子どもの貧困対策の推進

（１）児童虐待防止対策の充実

児童虐待に関しては、家庭からの相談対応などによる発生防止から、虐待を受けた児童の自立支援まで、長期的・継続的な支援体制を推進し、児童虐待防止対策の充実を図ります。

ア　虐待の早期発見・予防対策の推進

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営	虐待をはじめ、要保護児童に関する情報交換や支援内容の協議を行い、適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」において、関係機関と連携し、協議会機能の充実を図ります。	警察署、児童相談所、保健所、その他関係機関及び市の担当課で熊谷市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童に対する対応について協議し、適切な保護を図った。	継続	こども課
2 周知・啓発の促進	広報・ホームページ等に掲載し、各種イベント等でチラシを配布するとともに、講演会を開催することによって啓発を促進し、地域の見守りも含めて、早期発見に努めます。	計画していた熊谷市青少年健全育成・児童虐待防止講演会は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、動画配信とした。市報による周知・啓発を行った。	継続	こども課
3 乳幼児健診未受診者への訪問	乳児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査の未受診児のいる家庭を訪問し、乳幼児の発育発達の確認や家庭の状況を把握します。	健診未受診児の発育発達や養育状況を確認するために、感染対策を行い、家庭訪問を実施した。 訪問件数　２２件	継続	母子健康センター
4 医療機関との連携	再掲（Ｐ１０参照）			母子健康センター
5 保育所での児童の見守り	児童虐待の防止、早期発見に努めます。	保育所その他関係機関との連携を密にし、虐待の防止及び早期発見・早期対応を図った。	継続	保育課
6 こんにちは赤ちゃん事業	再掲（Ｐ２参照）			母子健康センター
7 養育支援訪問事業	再掲（Ｐ１参照）			こども課
8 産後うつ病地域連携システム	再掲（Ｐ１０参照）			母子健康センター
9 実践講座「どならない子育てを学ぼう」（H26年度以前～）	子どものしつけに関して、悩みを抱えている保護者等を対象に、ほめ方・しかり方、コミュニケーションを学ぶ講座を開催し子育てを支援します。	子どものしつけに関して、悩みを抱えている保護者等を対象に、ほめ方・しかり方、コミュニケーションを学ぶ講座を開催し子育てを支援した。 ・講座回数１２回　（全２０回の講座を予定したが、申込みの無い回は中止となった）	継続	こども課

イ　相談体制の整備・充実

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 相談体制の整備・充実	児童相談の窓口として、相談体制の整備を図るとともに、福祉、保健、教育等関係機関との連絡調整を行う等、柔軟に対応していきます。	家庭児童相談員を３名配置し、児童に関する様々な窓口として、関係機関と連携を図り、対応した。	継続	こども課
2 「総合戦略」子育て世代包括支援センター運営事業（H29年度～）	再掲（Ｐ２参照）			母子健康センター こども課
3 乳幼児及び妊産婦電話相談事業	再掲（Ｐ２参照）			母子健康センター
4 関係機関・課との連携	乳幼児健診などの母子保健事業を通じて把握した虐待の疑いがある家庭に対し、児童相談所や関連部署との連携を図りながら、育児支援を行います。	虐待の疑いがある、あるいは養育上心配な家庭に対して、関係機関で処遇を検討するケース会議を行った。 関係部署：こども課、児童相談所、保健所、生活福祉課、教育委員会、熊谷警察署等 ・要保護児童対策地域協議会　１０回 ・個別ケース会議　７回	継続	母子健康センター
5 児童保護相談の充実	虐待等により保護が必要な児童に関する相談に応じ、児童相談所・警察署等関係機関と連携し対応していきます。	虐待等により保護が必要な児童に関して、児童相談所及び警察署等関係機関と連携し、迅速に訪問し指導又は保護した。	継続	こども課
6 ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）相談体制の充実	ＤＶ被害者からの相談を受け、特に児童虐待対応との連携を強化し、ＤＶ被害者及び同伴する家族の保護に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行います。また、配偶者暴力相談支援センターとして、より一層の相談体制の充実を図ります。	配偶者暴力相談支援センターとして、庁内関係各課及び埼玉県、熊谷児童相談所、熊谷警察署等と連携し、ＤＶ被害者の安全を第一に、適切な対応を行った。 ＤＶ相談件数　１２０件 ＤＶ相談延べ回数　２０６回 一時保護件数　１件 配暴センター証明書交付件数　５人、７件 保護命令に関する裁判所から書面提出を求められた件数　１件 宿泊費・食費の補助　１件	継続	男女共同参画室

ウ　心のケアが必要な家庭への支援

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 臨床心理士による相談	心の病や悩みを持つ子どもや親の心理的ケアを図るため、臨床心理士による相談を行います。	毎月１回（第４金曜日９：００～１６：００）、臨床心理士による相談を行った。 相談件数２４件	継続	こども課 男女共同参画室

エ　里親制度の啓発

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 里親制度の普及	里親制度の周知や、里親候補の開拓のため、市報やホームページ、または、チラシの配布により普及啓発を行います。	里親制度の周知や、里親候補の開拓のため、市報やホームページ、または、チラシの配布により普及啓発を行った。令和３年度は、児童養護施設からの申し出でパネル展示を実施した。	継続	こども課

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭における経済面や日常生活面での悩みや不安を解消し、社会的自立に向けた精神的側面と経済的側面の両面で支援を行います。

ア　ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 母子・父子家庭相談	ひとり親家庭へ相談支援を行っています。相談者の要望にあった関係機関、子育てサービス等の情報を提供していきます。	ひとり親家庭へ相談支援を行い、相談者の要望にあった関係機関、子育てサービス等の情報を提供する。 主な相談内容 就業支援、経済的支援等 相談件数　約１５件	継続	こども課
2 児童扶養手当	父又は母のいない家庭、父又は母が一定の障害の状態にある家庭等の児童を養育する父、母又は養育者に対し、児童が１８歳に達する年度末まで手当を支給します。児童の健全育成及び福祉の増進を図ります。	父又は母のいない家庭、父又は母が一定の障害の状態にある家庭等の児童を養育する母、父又は養育者に対し、児童が１８歳に達する年度末まで手当を支給し、児童の健全育成及び福祉の増進を図った。 受給者数　１，２３３人（年度末時点） 支給金額　６２４，４１３，１７０円	継続	こども課
3 遺児手当	両親又は片親が死亡している義務教育修了前の児童を養育する保護者に手当を支給します。児童の生活の向上及び福祉の増進を図ります。	両親又は父母いずれかが死亡している義務教育修了前の児童を養育する保護者に手当を支給し、児童の生活の向上及び福祉の増進を図った。 受給者数　５０人 支給金額　２，４８７，０００円	継続	こども課
4 ひとり親家庭等医療費支給	再掲（Ｐ１１参照）			こども課
5 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金を貸し付ける県の制度です。安心実現のために今後も継続していきます。	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金を貸し付ける県の制度。 件数　８件	継続	こども課
6 母子父子世帯向け市営住宅	限られた住宅ストックのなかで、可能な範囲で母子父子世帯向け住宅を増やし、公募を行います。	年３回の募集で、それぞれ１戸について公募を行った。	継続	営繕課
7 交通遺児就学支度金	交通遺児が小学校又は中学校へ入学する場合に就学支度金を支給します。交通遺児に将来への希望を与え、心身の健全な育成を図ります。	交通遺児が小学校又は中学校へ入学する場合に就学支度金を支給し、交通遺児に将来への希望を与え、心身の健全な育成を図る。 支給件数　１件 支給金額　１０，０００円	継続	こども課
8 母子家庭等自立支援事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定と就業の促進を図ることを目的とした事業です。ホームページや市報等に掲載し、事業周知に努めます。また、関係機関との連携を図ります。	母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定と就業の促進を図ることを目的とした事業。 高等職業訓練促進給付金 受給者　　２０名（父０名） 支給金額　２１，８６９，５００円 教育訓練給付金 受給者　　３名 支給金額　１６９，７４０円	継続	こども課

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
9 母子家庭への就業支援	ハローワークマザーズコーナーとの連携を図り、母子家庭の母の就業を支援します。	母子家庭の母の就業について、埼玉県北部福祉事務所の事業のひとつである「ひとり親家庭等の就業支援」の担当者と連携し支援を行った。 件数　８件	継続	こども課
10 ＤＶ被害者自立支援の充実	ＤＶ被害者が自立できるよう関係機関と連携し、様々な支援を行います。	ＤＶ被害者が転宅先で安心して生活、自立できるよう、従前及び転宅先市町村、管轄警察署、庁内関係各課と連携し、支援を行った。	継続	男女共同参画室
11 母子生活支援施設等入所支援事業	配偶者のいない女子等で、その監護するべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子生活支援施設へ入所措置をします。妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合には、助産施設へ入所措置をします。	配偶者のいない女子等でその監護するべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子生活支援施設への入所措置をします。妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、助産施設への入所措置をした。 令和３年度利用　１件	継続	こども課

（３）障害児施策の充実

障害のある子どもに対して、自立に向けた支援、年齢や環境に応じた支援など、長期的な視点を含めた包括的な支援に取り組みます。

ア　保育の充実

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 障害児保育事業	再掲（Ｐ４参照）			保育課

イ　居宅における障害児の養育支援

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 障害児生活サポート事業	在宅の障害児の生活を支援するため、市の登録団体の提供するサービスを利用した場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上及び介護者の負担の軽減を図っています。また、真に必要な登録利用者へ制度の周知を図ります。	在宅の障害児の生活を支援するため、市の登録団体の提供するサービスを利用した場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上及び介護者の負担の軽減を図った。 利用登録者数　１，３２５人 対象時間　２７，１７３時間	継続	障害福祉課
2 児童居宅介護（ホームヘルプサービス）	在宅の障害児が、ホームヘルパーの派遣による居宅介護サービスを利用した場合の費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図っています。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	在宅の障害児が、ホームヘルパーの派遣による居宅介護サービスを利用した場合の費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図った。 支給決定者数　２１人 延べ支給決定時間　５２１．５時間 （令和３年３月現在）	継続	障害福祉課
3 児童短期入所（ショートステイ）	一時的に家庭での介護が受けられなくなった障害児が、指定事業所に短期間入所し、入浴、排泄及び食事の介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図っています。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	一時的に家庭での介護が受けられなくなった障害児が、指定事業所に短期間入所し、入浴、排泄及び食事の介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図った。 支給決定者数　４１人 延べ支給決定日数　４０８日 （令和３年３月現在）	継続	障害福祉課
4 児童発達支援	未就学の障害児が、指定事業所において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図ります。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	未就学の障害児が、指定事業所において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図った。 支給決定者数　１３５人 延べ支給決定日数　２，２８８日 （令和３年３月現在）	継続	障害福祉課
5 放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児が、授業の終了後又は休日に、指定事業所において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図ります。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児が、授業の終了後又は休日に、指定事業所において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図った。 支給決定者数　３３３人 延べ支給決定日数　７，４８１日 （令和３年３月現在）	継続	障害福祉課

ウ　障害児の療育の充実

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 あかしあ育成園の療育内容の充実	「あかしあ育成園」の保育と療育を充実し、障害児の福祉の向上を図ります。	療育手帳の交付を受けている児童を３月末現在延べ１，７２４人受け入れた。	継続	保育課

エ　リハビリテーションの充実

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 機能訓練・保育の充実	児童発達支援事業所である「あかしあ育成園」において、心身に障害のある児童に対し機能回復に必要な指導及び訓練を行い、その育成を図るとともに保護者にもその訓練方法の会得を図ります。	入園児に対し機能訓練を実施するとともに、一時機能訓練を必要とする児童を３月末現在延べ７４８人受け入れている。また、卒園児を対象に、訓練を実施した。	継続	保育課

オ　放課後等における居場所の確保

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れの推進	保護者が労働等で昼間家庭にいない障害児で、集団保育と通所が可能な方を対象として受け入れを行います。	障害の種類・程度・小学校からの登室方法などに配慮したうえで、４９人の障害児の受け入れを行った。	継続	保育課
2 特別支援学校放課後児童クラブへの支援	特別支援学校に通学する障害児の放課後の健全育成を図るため、民間特別支援学校学童クラブに対し事業の補助を行います。	利用実績なし	継続	保育課

カ　特別支援教育の充実

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 特別支援教育の充実	障害児等の適応指導、相談を行っています。常時、保護者等が相談できる体制を整備し、発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズを掌握する取組を行います。	特別な支援を要する子供の困り感を適切にとらえられるように、巡回相談や支援訪問、検査等を随時行った。捉えた児童・生徒の実態を基に、熊谷市障害児就学支援委員会を通じて、通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校と連携し、適切な支援を受けることができるように支援・助言を行った。	継続	教育研究所
2 障害児のための学校の施設・設備の充実	障害のある児童・生徒の必要性に応じてスロープ・障害者トイレを設置しています。ノーマライゼーション教育推進事業との連携もしていきます。学校や社会の要望あるいは法令等による施設・設備の改修・設置を行います。	トイレ改修事業実施の際、成田小、市田小、荒川中及び玉井中に多機能トイレを整備した。	継続	教育総務課
3 ノーマライゼーション教育の推進事業に基づく支援籍制度の推進	特別支援学校との更なる連携を図り、特別支援学校のセンター的機能や通常学級支援籍を活用し、ノーマライゼーション教育を推進します。	市内の小・中学校と特別支援学校との支援籍学習を延べ４１回実施ができた。本年度は子供の実態に合った交流の機会を設定し、県内の先進的な取組を参考にしながら、より開かれた支援籍学習ができるよう、環境づくりと体制づくりに取り組んでいく。	継続	教育研究所
4 特別支援学級の整備推進	各小中学校の特別支援教育体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じるための特別支援学級を整備します。	熊谷市障害児就学支援委員会の審議・判断をもとに、保護者と教育相談を進め、ニーズと実態に応じた特別支援学級や通級指導教室を設置した。 【新規設置校】大麻生中学校（発達障害通級指導教室） 玉井小学校（肢体不自由特別支援学級）　籠原小学校（弱視特別支援学級） 富士見中学校（難聴特別支援学級）　吉岡中学校（難聴特別支援学級） 大幡中学校（肢体不自由特別支援学級）	継続	教育研究所

キ　各種支援制度の充実

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 特別児童扶養手当等の充実	精神又は身体に一定の障害のある２０歳未満の児童を育てている方に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図っています。	精神又は身体に一定の障害のある２０歳未満の児童を育てている方に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図った。 受給者数　３１５人（支給停止者含む） （令和４年３月現在）	継続	障害福祉課
2 重度心身障害児医療費助成	重度の身体障害及び知的障害のある方に対して医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、病気の早期発見と早期治療の促進を図り、福祉の向上を図っています。	重度の身体障害、知的障害及び精神障害（精神は平成２７年１月１日から）のある方に対して医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、病気の早期発見と早期治療の促進を図り、福祉の向上を図った。 助成件数　９４，８４４件 受給資格登録者数　３，８６９人 （件数、登録者数には児童も含む） （令和４年３月現在）	継続	障害福祉課

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
3 補装具、生活用具の給付	身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具や日常生活用具を給付・貸与し、障害児の福祉の向上を図っています。	身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具や日常生活用具を給付・貸与し、障害児の福祉の向上を図った。 日常生活用具 介護訓練支援用具１５件、自立生活支援用具１９件、在宅療養等支援用具３６件 情報意思疎通支援用具２０件、排泄管理管理支援用具４，２０７件、住宅改修６件、小児慢性０件 補装具 購入費補助１８１件、修理費補助１６０件 （令和４年３月現在）	継続	障害福祉課
4 障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障害児に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図っています。	日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障害児に対して手当を支給し、経済的及び精神的負担の軽減を図った。 受給者数　８５人 （令和４年３月現在）	継続	障害福祉課
5 相談支援体制の充実(H31年4月～)	障害のある方やその家族などの身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センターくまさぽ」を本庁舎内に設置し、相談内容に応じた情報提供を行っています。関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担うことにより、相談体制の充実を図ります。	障害のある方やその家族などの身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センターくまさぽ」を本庁舎内に設置し、相談内容に応じた情報提供を行った。また、関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担うことで、相談支援体制の充実を図った。 相談件数：全体　　延べ１，０４６件 （内　障害児　延べ２２８件）	継続	障害福祉課

（４）子どもの貧困対策の推進

ア　教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受けられなければなりません。
教育の支援では、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと捉え、学校教育による学力の保障や幼児教育の充実、家庭教育への支援、地域の教育力の向上及び教育費負担の軽減など、総合的に対策を推進していきます。

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 小学校・中学校の教育内容の充実	再掲（Ｐ１２参照）			学校教育課
2 くまなびスクール	再掲（Ｐ１３参照）			学校教育課
3 学校保健事業	再掲（Ｐ１２参照）			教育総務課
4 幼稚園教育の充実	再掲（Ｐ１４参照）			学校教育課
5 私立幼稚園への支援	再掲（Ｐ１４参照）			学校教育課
6 家庭教育学級の充実	再掲（Ｐ１４参照）			社会教育課
7 熊谷の子どもたちは、これができます！『４つの実践』と『３減運動』事業	再掲（Ｐ１５参照）			学校教育課
8 地域交流の推進	再掲（Ｐ５参照）			社会教育課
9 学校図書館の充実	再掲（Ｐ６参照）			学校教育課
10 本とのふれあい事業	再掲（Ｐ６参照）			社会教育課
11 各スポーツ団体との協力による活動機会の提供	再掲（Ｐ７参照）			スポーツ観光課
12 林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業の実施	再掲（Ｐ７参照）			学校教育課
13 自然や科学に親しむ活動の推進	再掲（Ｐ７参照）			社会教育課 熊谷図書館 中央公民館
14 栄養教諭の配置	再掲（Ｐ１２参照）			学校教育課
15 食育の推進	再掲（Ｐ１２参照）			学校教育課
16 学校保健会	再掲（Ｐ１３参照）			学校教育課
17 保健教育での指導の充実	再掲（Ｐ１２参照）			学校教育課
18 喫煙を含めた健康教育の推進	再掲（Ｐ１２参照）			教育総務課
19 児童生徒就学援助事業	再掲（Ｐ１９参照）			教育総務課

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
20 育英資金貸付事業	再掲（Ｐ１９参照）			教育総務課
21 入学準備金貸付事業	再掲（Ｐ１９参照）			教育総務課
22 人権教育の充実	再掲（Ｐ２２参照）			社会教育課
23 子どもの人権についての意識啓発	再掲（Ｐ２２参照）			学校教育課
24 教育相談	再掲（Ｐ２２参照）			教育研究所
25 不登校児童・生徒カウンセリング	再掲（Ｐ２２参照）			教育研究所
26 学校適応指導教室	再掲（Ｐ２２参照）			教育研究所
27 いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実	再掲（Ｐ２２参照）			学校教育課
28 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	再掲（Ｐ２４参照）			こども課
29 交通遺児就学支度金	再掲（Ｐ２４参照）			こども課

イ　生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある子どもについて、それによって、様々な不利を背負うばかりではなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。
生活の安定に資するための支援では、子どもとその保護者が安定した生活ができるよう、相談支援の充実や居場所づくりの支援など、総合的に支援を推進していきます。

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 児童相談事業	再掲（Ｐ２参照）			こども課
2 育児相談・運動相談	再掲（Ｐ２参照）			母子健康センター
3 乳幼児及び妊産婦電話相談事業	再掲（Ｐ２参照）			母子健康センター
4 子育て情報の収集・提供の充実	再掲（Ｐ２参照）			こども課
5 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援	再掲（Ｐ２参照）			こども課 生活福祉課
6 訪問指導事業	再掲（Ｐ２参照）			母子健康センター
7 子育て世代包括支援センター運営事業	再掲（Ｐ２参照）			母子健康センター こども課
8 地域子育て支援拠点における利用者支援事業	再掲（Ｐ３参照）			こども課
9 産後ケア事業	再掲（Ｐ９参照）			母子健康センター
10 マタニティキーホルダー配付事業	再掲（Ｐ９参照）			母子健康センター
11 妊婦健康診査事業	再掲（Ｐ９参照）			母子健康センター
12 乳児健康診査	再掲（Ｐ９参照）			母子健康センター
13 １歳６か月児・３歳児健康診査	再掲（Ｐ９参照）			母子健康センター
14 こんにちは赤ちゃん事業	再掲（Ｐ２参照）			母子健康センター
15 ママパパ教室	再掲（Ｐ１０参照）			母子健康センター
16 発達支援事業（すくすくスクール等）	再掲（Ｐ１０参照）			母子健康センター
17 未熟児訪問指導	再掲（Ｐ１０参照）			母子健康センター
18 乳幼児栄養指導	再掲（Ｐ１１参照）			母子健康センター

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
19 ＤＶ被害者自立支援の充実	再掲（Ｐ２５参照）			男女共同参画室
20 保育所入所児童の食育の推進	再掲（Ｐ１２参照）			保育課
21 離乳食教室	再掲（Ｐ１０参照）			母子健康センター
22 ブックスタート事業	再掲（Ｐ６参照）			母子健康センター
23 通学路の安全対策の推進	再掲（Ｐ１７参照）			教育総務課
24 母子・父子家庭相談	再掲（Ｐ２４参照）			こども課
25 母子父子世帯向け市営住宅	再掲（Ｐ２４参照）			営繕課
26 放課後子供教室の推進	再掲（Ｐ５参照）			社会教育課
27 要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営	再掲（Ｐ２３参照）			こども課
28 保育所での児童の見守り	再掲（Ｐ２３参照）			保育課
29 母子生活支援施設等入所支援事業	再掲（Ｐ２５参照）			こども課
30 障害児生活サポート事業	再掲（Ｐ２５参照）			障害福祉課
31 児童居宅介護（ホームヘルプサービス）	再掲（Ｐ２５参照）			障害福祉課
32 児童短期入所（ショートステイ）	再掲（Ｐ２５参照）			障害福祉課
33 児童発達支援	再掲（Ｐ２５参照）			障害福祉課
34 放課後等デイサービス	再掲（Ｐ２５参照）			障害福祉課
35 子ども食堂の普及啓発	再掲（Ｐ５参照）			こども課
36 こども応援ネットワーク埼玉の普及啓発	再掲（Ｐ５参照）			こども課
37 生活困窮者自立支援事業(H27年度～)	生活保護の受給に至る前の段階の自立を支援するため、生活困窮者への自立相談支援や住居確保給付金の支給を行います。また、様々な専門機関と連携し、自立の促進を図ります。	生活保護の受給に至る前の段階として、早期に生活困窮者に対し自立を支援し、経済的・社会的な自立に向けた相談・支援を提供することを目的とした制度。 ①自立相談支援事業 　生活困窮者の相談に応じ、専門機関と連携して自立に向けた支援を行った。 ②住居確保給付金の支給 　離職後２年以内または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況で、一定収入、資産未満の者が経済的困窮のため、住居を喪失又は喪失するおそれがある場合に、一定の就職活動を条件に、原則３か月間家賃相当額（上限有り）を扶助した。（最長１２か月） 相談日　ＡＭ８：３０～ＰＭ５：１５ 於：熊谷市役所２階 生活福祉課窓口 ☆祝祭日を除く ☆予約不要・無料 ・自立相談支援事業　新規相談件数　１，５６５件 ・住居確保給付金の支給　７８名に対し、延べ１，０５６か月分、計４１，１８５，３５０円支給	継続	生活福祉課
38 生活保護事業（H26年度以前～）	生活しているうちに病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして、生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法２５条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援します。	生活保護とは、生活しているうちに病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして、生活に困ることが生じた場合に、こうした生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法２５条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援することを目的とした制度。この制度は生活保護法に基づいて行われる。 生活保護の相談や申請については、面接相談員やケースワーカーが各種相談に対応した。 相談日　ＡＭ８：３０～ＰＭ５：１５ 於：熊谷市役所２階 生活福祉課窓口 ☆祝祭日を除く ☆予約不要・無料	継続	生活福祉課

ウ　就業生活の安定と向上に資するための保護者等の就労の支援

保護者等の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもなく、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、
親等の保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることからも、保護者等の就労支援の充実を図っていきます。

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 男女共同参画の啓発推進	再掲（Ｐ２１参照）			男女共同参画室
2 子育て支援優良企業認定制度事業	再掲（Ｐ２１参照）			こども課
3 就職支援セミナーの開催	再掲（Ｐ２１参照）			男女共同参画室
4 母子家庭等自立支援事業	再掲（Ｐ２４参照）			こども課
5 母子家庭への就業支援	再掲（Ｐ２５参照）			こども課
6 生活困窮者自立支援事業(H27年度～)	再掲（Ｐ２９参照）			生活福祉課
7 生活保護事業（H26年度以前～）	再掲（Ｐ２９参照）			生活福祉課

エ　経済的支援

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）など、子どもやその保護者が安心して暮らせる生活の基礎を下支えしていくための施策を実施し、
子育てに係る経済的負担の軽減を図っていきます。

事業名	事業内容	実施状況	実施区分	担当課
1 こども医療費助成	再掲（Ｐ１１参照）			こども課
2 ひとり親家庭等医療費支給	再掲（Ｐ１１参照）			こども課
3 パパ・ママ応援ショップ事業	再掲（Ｐ１８参照）			こども課
4 児童手当制度の充実	再掲（Ｐ１８参照）			こども課
5 保育所等保育料の軽減	再掲（Ｐ１８参照）			保育課
6 学童保育料の減免	再掲（Ｐ１９参照）			保育課
7 児童生徒就学援助事業	再掲（Ｐ１９参照）			教育総務課
8 育英資金貸付事業	再掲（Ｐ１９参照）			教育総務課
9 入学準備金貸付事業	再掲（Ｐ１９参照）			教育総務課
10 不妊治療費助成事業	再掲（Ｐ１９参照）			健康づくり課
11 子育て応援自転車おでかけ事業	再掲（Ｐ１９参照）			こども課
12 未熟児養育医療給付事業	再掲（Ｐ１０参照）			母子健康センター
13 妊婦健康診査事業	再掲（Ｐ９参照）			母子健康センター
14 産後ケア事業(H29年度～)	再掲（Ｐ９参照）			母子健康センター
15 児童扶養手当	再掲（Ｐ２４参照）			こども課
16 遺児手当	再掲（Ｐ２４参照）			こども課
17 特別児童扶養手当等の充実	再掲（Ｐ２６参照）			障害福祉課
18 重度心身障害児医療費助成	再掲（Ｐ２６参照）			障害福祉課
19 補装具、生活用具の給付	再掲（Ｐ２７参照）			障害福祉課
20 障害児福祉手当	再掲（Ｐ２７参照）			障害福祉課
21 生活困窮者自立支援事業(H27年度～)	再掲（Ｐ２９参照）			生活福祉課
22 生活保護事業（H26年度以前～）	再掲（Ｐ２９参照）			生活福祉課